

<p>(農村振興課の所掌事務) 第三十七条 農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇九 略〕 十一 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。 〔一〇九五 略〕</p>	<p>(農村振興課の所掌事務) 第三十七条 農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇九 同上〕 十一 高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。 〔一〇九五 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則 この府令は、令和三年十月一日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第六百六十四号
生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第六條第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年九月三十日 厚生労働大臣 田村 憲久

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令
生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>第六條 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六條の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から同年十一月三十日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したものの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二條第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十條各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。</p> <p>第七條 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和三年六月十一日から同年十一月三十日までの間に生活困窮</p>	<p>改正前</p> <p>第六條 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六條の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から同年九月三十日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したものの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二條第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十條各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。</p> <p>第七條 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和三</p>
---	--

者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八條第一項の規定を適用しない。
（年厚生労働省令第六百二二号）の施行の日から令和三年九月三十日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八條第一項の規定を適用しない。

附則 この省令は、公布の日から施行する。
○厚生労働省令第六百六十五号
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五條第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結構造提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。
令和三年九月三十日 厚生労働大臣 田村 憲久

社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結構造提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。
一 社会保険診療報酬支払基金が法第十二條第二項の規定により行う連結構造照会者（同条第一項に規定する連結構造照会者をいう。）に対する同条第一項の厚生労働省令で定める情報の提供に関する事項
二 その他社会保険診療報酬支払基金が行う支払基金連結構造提供業務（法第二十五條第一項に規定する支払基金連結構造提供業務をいう。）に関し必要な事項
附則 この省令は、令和三年十月一日から施行する。

告 示

○総務省告示第三百三十八号
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七條の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百十三條第二項に規定する共同募金会が令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、令和三年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については令和五年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。
令和三年九月三十日 総務大臣 武田 良太

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金
○外務省告示第三百八号
令和三年九月十一日にハノイで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。
令和三年九月三十日 外務大臣 茂木 敏充
防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定
日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、
両国間に存在する「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」を一層強化することを希望し、
安全保障及び防衛の分野における両締約国政府の間の現行の協力関係を留意し、